

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年3月25日作成)

法令名	農業用ため池の管理及び保全に関する法律
根拠条項	第9条第2項
処分の概要	特定農業用ため池に係る防災工事計画の変更命令
法令の定め	<p>○第9条第2項</p> <p>都道府県知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る計画が当該特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないと認めるときは、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出を行った者に対し、当該計画の変更を命ずることができる。</p> <p>〈関連条文〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第1項</li></ul>
処分基準	法令において処分の判断基準が定められている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
問い合わせ先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/</a> ）